

3日獣発第137号

令和3年9月9日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

子牛登記取扱方法の改正について

このことについて、令和3年8月12日付け全和登発第791号をもって公益社団法人 全国和牛登録協会から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が施行されたことを受け、子牛登記取扱方法が改正された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・駒田

TEL 03-3475-1601

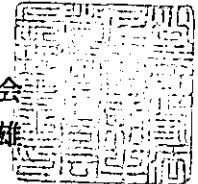




全和登発第791号
令和3年8月12日

公益社団法人日本獣医師会長 様

公益社団法人全国和牛登録協会
会長理事 向井文雄



子牛登記取扱方法の改正について

平素より、本会の事業運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、和牛遺伝資源の流通管理に関して、令和2年10月に家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が施行されたことを受けて、登録事業においても和牛遺伝資源の適正な流通管理への対応が求められています。

このことから、登記申請牛の人工授精時の授精証明書・精液ラベル及び受精卵移植時の移植証明書と受精卵証明書の取り扱いと、受精卵生産時の人工授精に関する授精証明書の保管と提出について、改めて子牛登記取扱方法で規定いたしましたので、御連絡申し上げます。

つきましては、貴管下の会員並びに関係団体へ周知いただきたく改めてお願い申し上げます。

記

- 1) 子牛登記取扱方法の改正について
 - ・子牛登記取扱方法
 - ・子牛登記取扱方法（新旧対照表）

- 2) 施行時期
令和3年7月1日より



子牛登記取扱方法

H16.1.22制定、H22.5.12改正施行、H24.3.23改正、H24.6.12一部改正、H24.7.1施行、
H26.6.10一部改正、H26.7.1施行、H27.6.5一部改正、H27.7.1施行、R3.6.8一部改正、
R3.7.1 施行

子牛登記は登録事業の原点である。本会会員である登録牛の所有者は、子牛を生産した場合は登録規程に基づき、子牛登記を行う権利と義務がある。

(子牛登記の根拠)

第1条 登録規程(以下、「規程」という。)第3条、第7条、第8条3項、第11条4項、第16条に定める子牛登記及び同証明書の発行は、登録規程によるほか本取扱方法により行う。

(交配等に係わる事項)

第2条 規程第7条に定める子牛登記を行う場合は、次の交配条件及び証拠書類を満たさなければならない。

2 共通条件としては、以下を満たすもの。

- (1) 交配又は採卵される雌牛は、本会の登録(登記)牛であるもの。
- (2) 交配、採卵又は移植の際、鼻紋等により対象となる雌牛の個体確認がされたもの。
- (3) 家畜改良増殖法に定められた書類については、その様式に従って発行されていること。また、交配に使用される精液や移植される受精卵は、法令に基づき適正に生産並びに使用、流通したものであること。

3 通常産子は、以下の条件を満たすもの。

(1) 人工授精

- ① 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみとし、種雄牛が特定できるもの。精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。
- ② 家畜人工授精師により、授精証明書(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書及び、精液ストローの添付)が発行されたもの。また、授精証明書は授精の度に速やかに発行され、受胎までに要した授精証明書は全て保管されていることを原則とする。
なお、自家授精の場合も同様とする。

(2) 自然交配

- ① 種付証明書が発行されたもの。また、受胎までの全ての種付について記録の追記または種付証明書の発行がされ、保管されていることを原則とする。

(3) 雌雄混牧

- ① 本会から、事前に「雌雄混牧地域の承認」を得ていること。
- ② 種付された種雄牛が確認できるもの。
- ③ 種付年月日、分娩年月日が確認できるもの

4 受精卵産子（以下、「ET産子」という。）については、以下のとおりとする。

受精卵移植においては、下記の項目を満たし、受精卵移植証明書（体内（外）受精卵移植証明書には体内（外）受精卵証明書又は体内（外）受精卵採取（生産）に関する証明書を添付すること）があるもの。

(1) 受精卵生産は以下のいずれかのもの

1) 体内（外）受精卵生産

① ドナーの遺伝子型検査

ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時まで、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくても、その産子の登記を認める。

② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。

③ ドナーの所有者は、受精卵生産時の人工授精に関して授精証明書の発行を受けて保管し、協会から指示があった場合、授精証明書を提出しなければならない。なお、授精証明書は授精後5年間保管すること。

2) と場卵生産

① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。

② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。

③ ドナーは個体確認（鼻紋）のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したもの。

④ ドナーは登録牛であるもの。

(2) 移植

① レシピエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。

② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。

③ 追い（重ね）移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い（重ね）移植で父牛が同じ場合は認める。

④ レシピエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できるものがない場合は、受精卵移植証明書の体内（外）受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。

(分娩届（子牛登記申込）)

第3条 規程第16条の定めによる分娩届は、繁殖者（所有者又は管理者）が、支所等の登録窓口（以下、登録窓口という）に提出しなければならない。なお、本会登録牛以外の雌牛から分娩された場合でも、本取扱方法により子牛登記を行おうとするET産子については、繁殖者（レシピエントの所有

者又は管理者)が分娩届を行わなければならない。

2 提出期限は、分娩後15日以内、遅くとも30日以内に提出すること。

3 分娩届で提出する書類は以下のとおりとする。

(1) 通常産子

① 分娩届(第8号様式)

② 第2条に定める母牛の授精(種付)証明書類

(2) ET産子

① 分娩届(第8号様式)

② 第2条に定める受精卵移植証明書類

4 流産、死産、奇形あるいは分娩届までに死亡したものであっても届け出なければならない。

5 分娩届の提出されていないものは子牛登記を認めない。

(ET産子の遺伝子型検査)

第4条 ET産子が子牛登記を受ける場合は、子牛登記証明書発行までに、「遺伝子型検査要綱」により、遺伝子型検査を実施して受精卵に係わる親子関係に矛盾がないことが証明されていること。

2 遺伝子型検査で、親子関係に疑義のある場合は、子牛登記証明書は発行しない。

(子牛検査)

第5条 第3条の分娩届を受理した登録窓口は、子牛検査を2～3カ月以内、遅くとも4カ月以内に実施しなければならない。ただし、天災や家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病の発生が認められ、検査が実施不可能な場合は検査月齢の超過を認める。

2 繁殖者は、子牛検査に備え、鼻紋等により母子関係を明確にしておくこと。

3 子牛検査は、分娩届により提出された書類と別に定める子牛検査票(第8-2号様式)に基づき、次により実施する。

(1) 子牛検査は、地方審査委員、登記検査委員又は中央審査委員が行う。

(2) 母牛の登録(登記)証明書と鼻紋等により個体確認をする。

(3) 審査委員は、母子及び現所有者の確認後、子牛鼻紋を2通以上採取し、前記の子牛検査票の項目について検査し、記入する。その際、別に定める「審査要領」の失格、損徴について検査し、記入する。

なお、子牛検査で失格となった子牛については、申請により別に定める「血統証明書交付規程」に基づき血統証明書を交付することができる。

(4) 所有者の移動手続未了又は母牛が未登録の場合は、必要な手続を至急行う。

(5) 子牛検査が終了したものは、関係書類を取り纏め、支部に送付する。

(子牛登記及び子牛登記証明書発行)

第6条 子牛検査が終了したものは、子牛登記及び子牛登記証明書(第4号ひな形)発行を生後6カ月以内に完了する。ただし、天災や家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病の発生が認められ、第5条に基づく検査が実施不可能な場合は子牛登記証明書発行の延期を認める。

- (1) 支部は、第3条に定める分娩届、子牛検査票、鼻紋を1頭毎に取り纏め、本部に送付する。
なお、ET産子においては、第4条に基づき、遺伝子型検査成績報告書を添付すること。
- (2) 本部は速やかに調査し、異常のないものについて子牛登記を行い、子牛登記証明書を発行する。失格、奇形、流産、死産及び生後死（子牛検査までに死亡したもの）については子牛登記は行いが、子牛登記証明書は発行しない。
前記の事項については、支部は本会名をもって代行することができる。
- (3) 発行された子牛登記証明書は登録窓口を通じて、申請者に交付する。
- (4) 子牛登記の申込書類に不備があれば、照会する。なお、6カ月を経過しても、その回答がないものについては、申込は無効とする。
- (5) なお、子牛登記において、
- ① 複数産子については、同時に子牛登記を行う。
 - ② ET産子は、すべてドナーの産子として子牛登記し、レシピエントの産子とはしない。
 - ③ 生後10カ月未満で受胎した雌牛の生産したもの及び在胎日数260日未満又は300日を超えるものについては、調査のうえ登記することがある。
 - ④ 第2条第3項(1)②に定めるストロー添付に不備があり、繁殖者の責任に帰せられない場合には、調査のうえ登記することがある。

(子牛登記の記号、番号及び名号)

第7条 子牛登記の記号、番号及び名号については、次のとおりとする。

- (1) 子牛登記記号番号は、○印には道府県名又は当該支所名略字を記し、年度別、雌雄別又は個体識別番号などの番号とし、この子牛登記の記号、番号については、支部において定める。記号番号の前には、年次を示す西暦4桁の数字を付加する。

自 卵：2003子○○○黒（褐又は無）0123456789

受精卵：2003子受精卵○黒（褐又は無）0123456789

- (2) 牛の名号は雌の場合は平仮名を、雄の場合は漢字を用い、8字以内とする。本会において必要があると認めるときは、改名することがある。

(子牛検査前の移動)

第8条 子牛登記は、原則として繁殖者（所有者又は管理者）が行い、分娩から子牛登記証明書発行までの登記業務が完了するまで、母（受精卵の場合はレシピエント）子を移動してはならない。ただし、（母子が同時移動した場合）

- (1) 分娩届を提出してから子牛検査当日までに、やむを得ない事情があると判断される場合は、母子ともに移動することを認める。その場合、新所有者は、当該牛の分娩届、授精（種付）証明書又は受精卵証明書並びに受精卵移植証明書等の当該書類を母子移動とともに携行する。新所有者は、改めて自分が属する登録窓口にて子牛登記申請を行う。

(計画的かつ継続的に子牛のみ移動し、移動先で子牛検査を実施する場合)

- (2) 予め支部長の承認を得ている場合は、分娩届を提出してから子牛検査当日までに子牛のみを

移動することを認める。繁殖者（管理者）は当該牛の分娩届、授精（種付）証明書又は受精卵証明書並びに受精卵移植証明書、母牛の登録証明書の写、母子の鼻紋（同一鼻紋用紙に母牛と子牛の鼻紋を採取）等の当該書類を所定の料金を添えて登録窓口へ提出する。また、ET産子でレシビエントが登録牛でない場合は「牛の個体識別情報システム」で提供されている個体識別情報を添付する。

新所有者は、改めて自分が属する登録窓口へ分娩届の写を添えて、子牛登記申請を行う。

（子牛のみ又は母牛のみ移動した場合）

（3）分娩届を提出してから子牛検査当日までに、やむを得ない事情により母子が分離されたとき、次のいずれかの条件を満たす場合は子牛のみで検査を行うことができる。

①通常産子の場合

子牛登記証明書発行までに、「遺伝子型検査要綱」により、遺伝子型検査を実施して親子関係に矛盾がないことが証明されていること。

新所有者は、改めて登録窓口へ牛の個体識別情報を添付し子牛登記の申請を行う。

ただし、繁殖者（管理者）と新所有者の属する登録窓口が異なる場合は、繁殖者（管理者）は当該牛の分娩届、授精（種付）証明書等の書類の返却を受け、母牛の登録証明書（写）を添えて、新所有者に子牛とともに携行させる。新所有者はこの書類を添えて子牛登記の申請をする。

②ET産子の場合

牛個体識別情報と受精卵移植証明書の内容と矛盾がないもの。

新所有者は、改めて登録窓口へ牛の個体識別情報を添付し子牛登記の申請を行う。

ただし、繁殖者（管理者）と新所有者の属する登録窓口が異なる場合は、当該牛の分娩届、受精卵証明書ならびに受精卵移植証明書の書類の返却を受け、新所有者に子牛とともに携行させる。新所有者はこの書類を添えて子牛登記の申請をする。

（子牛登記証明書の更正、取消、再交付（書換））

第9条 規程第20条、第21条及び第22条に定める子牛登記の更正並びに再交付（書換）の申請は、子牛の現所有者が申請書に鼻紋を添えて、子牛登記証明書発行支部に申請する。なお、その申請の期限は、生後4年以内とする。

2 規程第20条による子牛登記の取消によって生じた損害については、その理由のいかんにかかわらず本会はその責を負わない。

附 則

第10条 本取扱方法は令和3年7月1日から施行する。

子牛登記取扱方法

[H16. 1. 22制定、H16. 4. 1施行]H22. 5. 12改正施行、H24. 3. 23改正・H24. 7. 1施行、H26. 6. 10一部改正・H26. 7. 1施行、H27. 6. 5一部改正・H27. 7. 1施行、R3. 6. 8 改正、R3. 7. 1 施行]

改	正
<p>(第1条は省略)</p> <p>(交配等に係わる事項)</p> <p>第2条 規程第7条に定める子牛登記を行う場合は、次の交配条件及び証拠書類を満たさなければならぬ。</p> <p>2 共通条件としては、以下を満たすもの。</p> <p>(1) 交配又は採卵される雌牛は、本会の登録(登記)牛であるもの。</p> <p>(2) 交配、採卵又は移植の際、鼻紋等により対象となる雌牛の個体確認がされたもの。</p> <p>(3) 家畜改良増殖法に定められた書類については、その様式に従って発行されていること。また、交配に使用される精液や移植される受精卵は、法令に基づき適正に生産並びに使用、流通したものであること。</p> <p>3 通常産子は、以下の条件を満たすもの。</p> <p>(1) 人工授精</p> <p>① 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみとし、種雄牛が特定できるもの。精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。</p> <p>② 家畜人工授精師により、授精証明書(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書及び、精液ストローの添付)が発行されたもの。また、授精証明書は授精の度に速やかに発行され、受胎までに要した授精証明書は全て保管されていることを原則とする。</p> <p>なお、自家授精の場合も同様とする。</p> <p>(2) 自然交配</p> <p>① 種付証明書が発行されたもの。また、受胎までの全ての種付について記録の追記または種付証明書の発行がされ、保管されていることを原則とする。</p> <p>(3) 雌雄混牧</p> <p>① 本会から、事前に「雌雄混牧地域の承認」を得ていること。</p> <p>② 種付された種雄牛が確認できるもの。</p> <p>③ 種付年月日、分娩年月日が確認できるもの</p> <p>4 受精卵産子(以下、「E.T産子」という。)については、以下のとおりとする。受精卵移植においては、下記の項目を満たし、受精卵移植証明書(体内(外)受精卵移植証明書には体内(外)受精卵証明書又は体内(外)受精卵採取(生産)に関する証明書を添付すること)があるもの。</p>	<p>(第1条は省略)</p> <p>(交配等に係わる事項)</p> <p>第2条 規程第7条に定める子牛登記を行う場合は、次の交配条件及び証拠書類を満たさなければならぬ。</p> <p>2 共通条件としては、以下を満たすもの。</p> <p>(1) 交配又は採卵される雌牛は、本会の登録(登記)牛であるもの。</p> <p>(2) 交配、採卵又は移植の際、鼻紋等により対象となる雌牛の個体確認がされたもの。</p> <p>3 通常産子は、以下の条件を満たすもの。</p> <p>(1) 人工授精</p> <p>① 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみとし、種雄牛が特定できるもの。</p> <p>② 家畜人工授精師により、授精証明書(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書及び、精液ストローの添付)が発行されたもの。なお、自家授精の場合も同様とする。</p> <p>(2) 自然交配</p> <p>① 種付証明書が発行されたもの。</p> <p>(3) 雌雄混牧</p> <p>① 本会から、事前に「雌雄混牧地域の承認」を得ていること。</p> <p>② 種付された種雄牛が確認できるもの。</p> <p>③ 種付年月日、分娩年月日が確認できるもの。</p> <p>4 受精卵産子(以下、「E.T産子」という。)については、次のとおりとする。受精卵移植においては、下記の項目を満たし、受精卵移植証明書(体内(外)受精卵移植証明書には体内(外)受精卵証明書又は体内(外)受精卵採取(生産)に関する証明書を添付すること)があるもの。</p>

旧

改	正	旧
<p>(1) 受精卵生産は以下のいずれかのもの</p> <p>1) 体内(外)受精卵生産</p> <p>① ドナーの遺伝子型検査 ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時までに、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくとも、その産子の登記を認める。</p> <p>② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。</p> <p>③ <u>ドナーの所有者は、受精卵生産時の人工授精に関して授精証明書の発行を受けて保管し、協会から指示があった場合、授精証明書提出しなければならぬ。</u>なお、授精証明書は授精後5年間保管すること。</p> <p>2) と場卵生産</p> <p>① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。</p> <p>② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。</p> <p>③ ドナーは個体確認(鼻紋)のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したものの。</p> <p>④ ドナーは登録牛であるもの。</p> <p>(2) 移植</p> <p>① レジビエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。</p> <p>② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。</p> <p>③ 追い(重ね)移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い(重ね)移植で父牛が同じ場合は認める。</p> <p>④ レジビエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できるものがない場合は、受精卵移植証明書の体内(外)受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。</p> <p>(第3条から第9条は省略)</p> <p>第10条 本取扱方法は令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>(1) 受精卵生産は以下のいずれかのもの。</p> <p>1) 体内(外)受精卵生産</p> <p>① ドナーの遺伝子型検査 ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時までに、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくとも、その産子の登記を認める。</p> <p>② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。</p> <p>2) と場卵生産</p> <p>① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。</p> <p>② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。</p> <p>③ ドナーは個体確認(鼻紋)のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したものの。</p> <p>④ ドナーは登録牛であるもの。</p> <p>(2) 移植</p> <p>① レジビエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。</p> <p>② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。</p> <p>③ 追い(重ね)移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い(重ね)移植で父牛が同じ場合は認める。</p> <p>④ レジビエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できるものがない場合は、受精卵移植証明書の体内(外)受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。</p> <p>(第3条から第9条は省略)</p> <p>第10条 本取扱方法は平成24年7月1日から施行する。</p>	<p>(1) 受精卵生産は以下のいずれかのもの。</p> <p>1) 体内(外)受精卵生産</p> <p>① ドナーの遺伝子型検査 ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時までに、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくとも、その産子の登記を認める。</p> <p>② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。</p> <p>2) と場卵生産</p> <p>① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。</p> <p>② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。</p> <p>③ ドナーは個体確認(鼻紋)のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したものの。</p> <p>④ ドナーは登録牛であるもの。</p> <p>(2) 移植</p> <p>① レジビエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。</p> <p>② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。</p> <p>③ 追い(重ね)移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い(重ね)移植で父牛が同じ場合は認める。</p> <p>④ レジビエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できるものがない場合は、受精卵移植証明書の体内(外)受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。</p> <p>(第3条から第9条は省略)</p> <p>第10条 本取扱方法は平成24年7月1日から施行する。</p>